



解 禁 日	平成26年12月9日 17時
	(予備日) 12月16日 17時
平成 26 年 12 月 5 日	

国土交通省中部地方整備局 多治見砂防国道事務所

違反通行車両は6割に！
～今年度5回目の特殊車両(過積載車両等)の指導・取締りを実施します～

記 者 発 表 資 料

1. 概 要

多治見砂防国道事務所は、今年度4回の特殊車両取締りを行ってきましたが、違法通行車両は6割にも上っています。

引き続き、道路の保全と交通の危険防止を図るため、岐阜県多治見警察署の協力を得て、今年度5回目となる特殊車両等の指導・取締りを行います。

■日 時：平成26年12月9日(火) 13時30分～16時30分
(予備日：12月16日(火) 13時30分～16時30分)
※天候の状況等により中止する場合があります。

■場 所：一般国道19号 土岐市泉町河合地先 土岐車両重量計測所

2. 資 料

別紙、参考資料

3. その他

報道関係者を対象に公開します。

なお、取材をご希望の方は、下記問合せ先まで事前にお知らせ下さい。

添付資料 4 枚

配 布 先

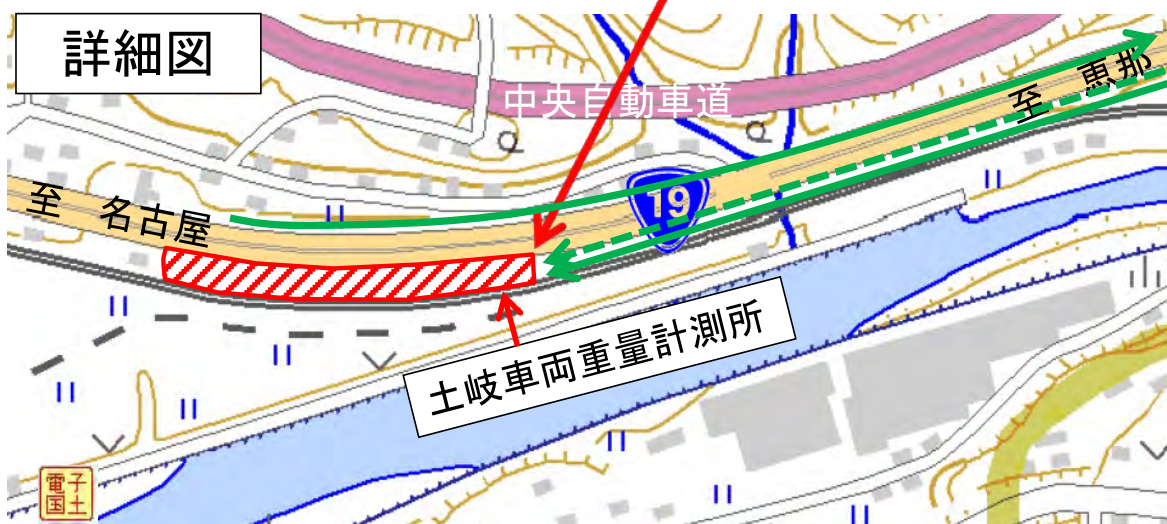
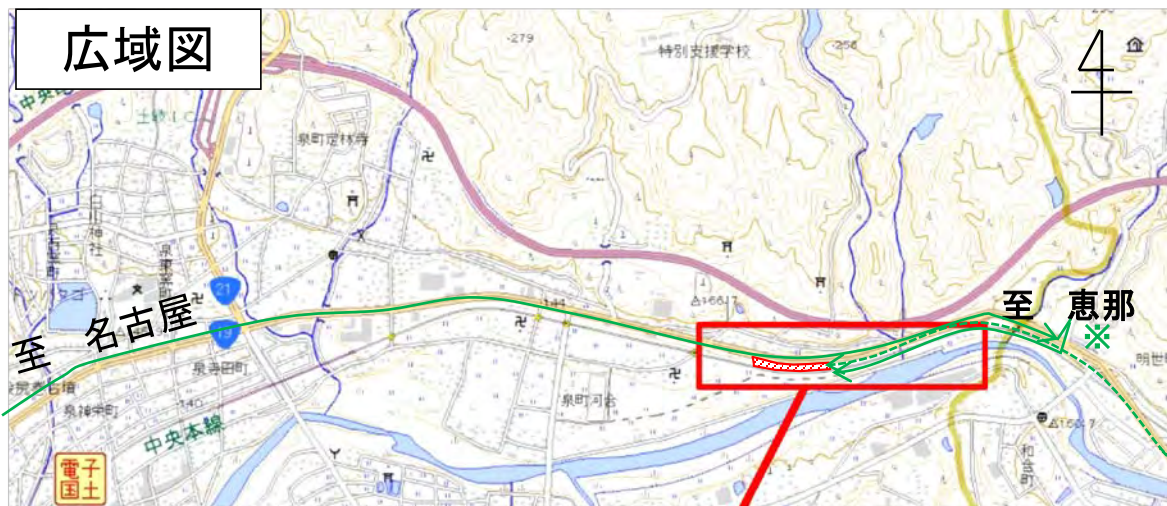
多治見市政記者クラブ、日刊建設工業新聞、日刊工業新聞社、建通新聞社、建設通信新聞

問 い 合 わ せ 先

国土交通省 多治見砂防国道事務所 副所長 イシガキ 石垣 マサヒコ 政彦 TEL 0572-25-8020
FAX 0572-23-7236

道路の異状を発見したら・・・道路緊急ダイヤル **#9910** (通話料無料・24時間受付)

〈特殊車両指導取締 実施場所案内図〉
土岐市泉町河合地先 (国道19号 46.7k p)



取材現場への案内ルート

- 
 名古屋方面からのルート
 (※国道19号はUターン禁止のため、交差点を利用して反対車線にお入りください)
- 
 恵那方面からのルート

特殊車両通行許可に関する現状等

道路を通行する車両については、大きさや重量を制限（一般的制限値）しており、一般的制限値を超える車両を「特殊車両」といいます。

特殊車両は、道路管理者がやむを得ないと認めたときに限り、道路の構造を守り交通の危険を防ぐため、通行に必要な条件（走行時間帯、誘導車の配置、徐行など）を付しその通行を許可しています。また、重量を超過する車両等は、道路の構造物の劣化を早めたり、交通事故を起こす要因となるなど道路構造や交通に多大な影響を及ぼします。

平成26年度取締状況

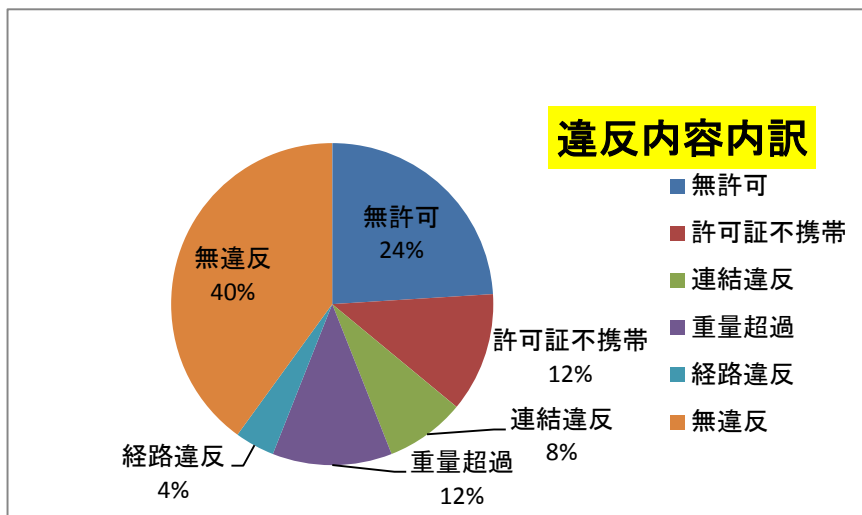
1. 取締結果

第1回(8月21日):6台検査、うち違反3台

第2回(9月19日):8台検査、うち違反4台

第3回(10月21日):6台検査、うち違反4台

第4回(11月17日):5台検査、うち違反4台



2. 取締状況



寸法計測(長さ)



寸法計測(幅)

特殊車両について

1. 道路法に基づく車両制限(特殊車両の通行許可の必要のない車両)

道路は一定の構造基準により造られています。そのため、道路法では道路の構造を守り、交通の危険を防ぐため、道路を通行する車両の大きさや重さの最高限度を次のとおり定めています。この最高限度のことを「一般的制限値」といいます(道路法第47条1項、車両制限令第3条)。この値以下の車両は特殊車両の通行許可は必要ありません。ただし、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える場合は除きます。

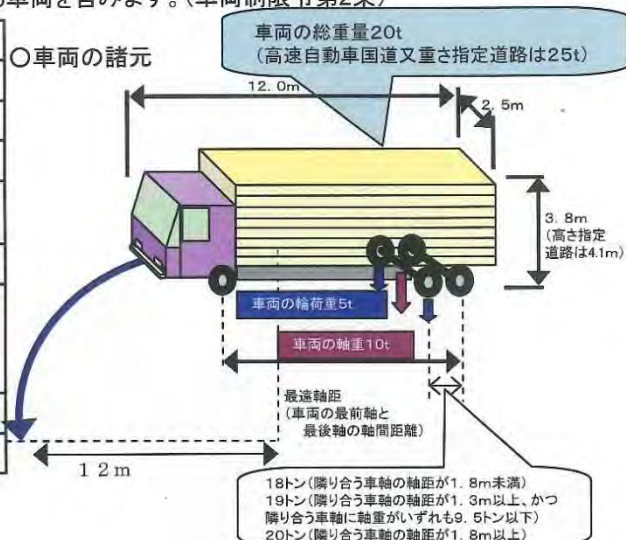
※ ここでいう車両とは、人が乗車し、または貨物が積載されている場合にはその状態におけるものをいい、他の車両をけん引している場合にはこのけん引されている車両を含みます。(車両制限令第2条)

車両の諸元	一般的制限値(最高限度)
幅	2.5m
長さ	12.0m
高さ	3.8m(ただし、高さ指定道路は4.1m)
重さ	総重量※ 20.0トン (ただし、高速自動車国道、重さ指定道路は軸重、長さに応じ最大25.0トン)
	軸重 10.0トン
	隣接軸距 ○隣り合う車軸の軸距が1.8m未満 18.0トン (ただし、隣り合う車軸の軸距が1.3m以上、かつ隣り合う車軸の軸重がいずれも9.5トン以下のときは19トン) ○隣り合う車軸の軸距が1.8m以上 20.0トン
	輪荷重 5.0トン
最小回転半径	12.0m

※セミトレーラ連結車とフルトレーラ連結車の特例あり

詳細は http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000009.html

○車両の諸元



2. 特殊車両に該当する車両

車両の構造が特殊である車両、あるいは輸送する貨物が特殊な車両で、幅、長さ、高さおよび総重量のいずれかの一般的制限値を超えたり、橋、高架の道路、トンネル等で総重量、高さのいずれかの制限値を超える車両を「特殊な車両」といい、道路を通行するには特殊車両通行許可が必要になります。(道路法第47条の2)

(1) 車両の構造が特殊である車両

○バン型等のトレーラ連結車

トレーラ連結車の特例5車種(バン型、タンク型、幌枠型、コンテナ用、自動車の運搬用)のほか、あおり型、スタンション型、船底型の追加3車種をいいます。分割可能な貨物においても、車両と貨物を含めた重量・寸法が右記の範囲であれば審査のうえ許可は可能。

車両の重量・寸法の限度

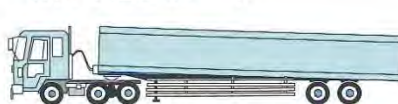
重量	総重量	44t以下
	軸重	10t以下
寸法 (貨物を含む)	幅	2.5m以下(貨物は車両の幅以下)
	高さ	3.8m(高さ指定道路は4.1m)
	長さ	セミトレーラ連結車 17m フルトレーラ連結車 19m

■特例5車種(車両の構造が特殊)

①バン型セミトレーラ



②タンク型セミトレーラ



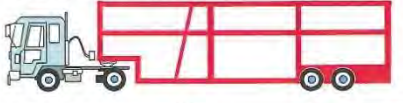
③幌枠型セミトレーラ



④コンテナ用セミトレーラ



⑤自動車運搬用セミトレーラ



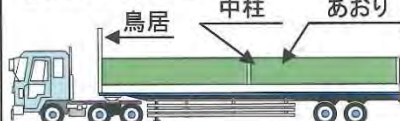
⑥フルトレーラ



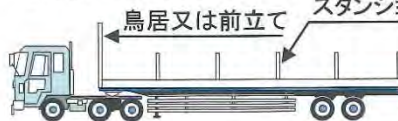
■追加3車種(車両の構造が特殊)

貨物の落下を防止するために十分な強度のあおりなどや固縛装置を有していなければいけません。

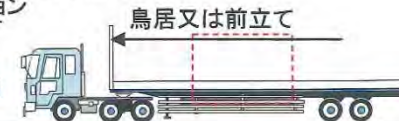
①あおり型セミトレーラ



②スタンション型セミトレーラ



③船底型セミトレーラ



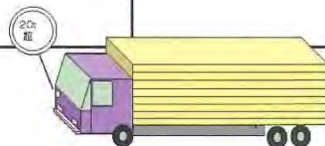
○新規格車

新規格車とは、高速自動車国道および重さ指定道路を自由に通行できる次に示す車両を言います。ただし、その他の道路を通行する場合は、特殊な車両として取り扱われ許可申請が必要です。

車種	総重量の制限	総重量以外の制限
単車及び連結車	○最遠軸距 5.5m以上 7.0m未満 総重量 22t(ただし車長9m未満の場合は除く) ○最遠軸距 7.0m以上 総重量 25t(ただし車長11m未満の場合は22t、車長9m未満の場合は除く)	一般的制限値と同様
特例5車種	○最遠軸距 8.0m以上 9.0m未満 24t<総重量≤25t ○最遠軸距 9.0m以上 10.0m未満 25.5t<総重量≤26t	

新規格車の特徴

- ・積載する貨物は分割できるものでもかまいません。
- ・右図のワッペンを車両の前面に貼ることになっています。(道路運送車両の保安基準)



○トラッククレーン等自走建設機械

構造上やむを得なく車両制限令の一般的制限値を越える車両であり、走行時には一次分解が必要になる場合があります。

■単車(車両の構造が特殊) トラック・クレーン



クレーン車検証に記載された重量で走行しなければなりません

※一次分解が必要になる場合があります

(2)輸送する貨物が特殊な車両

分割不可能のため、一般的制限値のいずれかを越える建設機械、大型発電機、電車の車体、電柱などの貨物をいいます。

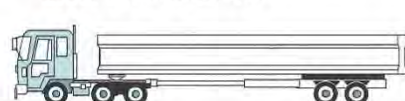
○海上コンテナ用セミトレーラ 海上コンテナを運搬



○重量物運搬用セミトレーラ 建設機械、大型発電機などを運搬



○ポールトレーラ 橋桁、電柱などを運搬



※海上コンテナ用セミトレーラ連結車とは

「輸出入貨物を積載するコンテナで、国内で積み替えを行わず、輸出入時の状態と同じ状態」で輸送されるものを運搬するセミトレーラで、「海上コンテナ用セミトレーラ連結車の橋梁照査要領」に適合した車両

	積載重量	軸重
高速自動車国道・指定道路	フル積載(30.48t)可能 (軸数・コンテナサイズ・最遠軸距により異なる)	10t以下 (認証トラクタは 駆動軸重のみ 11.5t以下)
設計荷重がTL-20荷重以上	最大24t (軸数・コンテナサイズ・最遠軸距により異なる)	
設計荷重がTL-20荷重以下	算定要領により算定しB条件まで許可可能	

3. 指定道路

(1)重さ指定道路

高速自動車国道または道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、総重量の一般的制限値を車両の長さおよび軸重に応じて最大25トンとする(新規格車の単車及び連結車における総重量の制限と同じ)道路のことです。(幅、長さ、高さの最高限度は一般的制限値と同じ)

《重さ指定道路を示す標識》

区間の標示※1	分岐の標示※2

(2)高さ指定道路

高さ指定道路とは道路管理者が道路の構造の保全および交通の危険防止上支障がないと認めて指定した道路であり、高さの一般的制限値を4.1メートルとする道路のことです。

《高さ指定道路を示す標識》

	区間の標示※1	分岐の標示※2
設置一般道路にも		
設置高速道路等にも		

(3)指定道路であることを示す標識

指定道路について、迂回が必要となる区間など特に必要となる箇所には、以下の案内標識が設置されます。

ただし、指定道路は官報等による公示がされますので、指定道路であっても、標識を設置しない場合があります。

※1 区間の表示: 走行している道路が指定道路であることを示す標識

※2 分岐の表示: 分岐点等において指定道路の方向を示す標識

(4)重さ指定道路・高さ指定道路の状況

以下のHPで、指定道路のガイドマップを掲載しています。

http://www.ktr.mlit.go.jp/road/sinsei/road_sinsei00000026.html